２０２５年２月
株式会社小田急箱根

旅客営業規則改定のお知らせ

小田急箱根（本社：神奈川県小田原市）では、下記のとおり、鉄道線及び鋼索線の旅客営業規則を改定しますので、お知らせいたします。

記

１　施行日
　２０２５年３月１日（土）初電より

２　改定内容
　新旧対照表（次葉以降を参照）のとおり

以　上

株式会社小田急箱根「旅客営業規則」の一部改定

改　　定	現　　行
（前　略） （適用範囲） **第３条**　この規則におけるおもな用語の意義は、次のとおりとする。 （１）「当社線」とは、当社の経営する鉄道線・鋼索線をいう。 （２）「鉄道線」とは、小田原駅～強羅駅間の路線をいい、「鋼索線」とは、強羅駅～早雲山駅の路線をいう。 （３）「駅」とは、旅客の取扱いをする停車場をいう。 （４）「列車等」とは、旅客の運送を行う電車をいう。 （５）「特別急行列車」とは、小田原駅～箱根湯本駅間の座席を指定した列車をいう。 （６）「サルーン」とは、座席定員上特別な定めをした座席をいい、第１２条の規定による表示をしたものをいう。 （７）「座席券」とは箱根湯本駅～強羅駅間の当社が別に指定した列車に乗車する場合に、乗車月日・乗車列車及び乗車車両等を指定して発売するものをいう。 （８）「夜のあじさい号」とは、箱根湯本駅～強羅駅間の臨時旅客列車で座席を指定した列車をいう。 （９）「乗車券類」とは、乗車券、特別急行券、サルーン券及び座席券をいう。 （１０）「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。ただし、駅員無配置駅から旅客が乗車する場合は、その乗車することをいう。 （中　略） （乗車券類の購入及び所持） **第１３条**　列車等に乗車する旅客は、その乗車する列車に有効な乗車券を購入し、これを所持しなければならない。 ２　前項の規定によるほか、旅客は、特別急行列車に乗車する場合、特別急行列車のサルーンに乗車する場合、ならびに当社が別に指定した箱根湯本駅～強羅駅間の列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところによりその乗車に有効な乗車券類を購入しこれを所持しなければならない。この場合、当社が別に定める方法により座席の指定を行うことがある。 （１）特別急行列車に乗車するとき 特別急行券 ※当社線と小田急線にまたがって特別急行列車に乗車する旅客に対してのみ、座席の指定を行う。 （２）特別急行列車のサルーンに乗車するとき 座席指定を受けたサルーン券 ※サルーンに乗車する場合は、（１）の特別急行券は必要としない。 （３）当社が別に指定した箱根湯本駅～強羅駅間の列車に乗車するとき 座席券 ３　第２項の規定にかかわらず、係員の承諾を得ずに乗車前に第２項各号の乗車券類を購入せず特別急行列車もしくは箱根湯本駅～強羅駅間の当社が別に指定した列車に乗車した旅客は、乗車後、直ちに係員に申告のうえ、当該列車の車内で特別急行券（以下「車内特別急行券」という。）又はサルーン券（以下「車内サルーン券」という。）もしくは座席券（以下「車内座席券」という。）を購入しなければならない。 ４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、駅員無配置駅から乗車する旅客又は係員の承諾を得て乗車券類を購入しないで乗車した旅客は、列車等の乗車後において、直ちに相当の乗車券類を購入するものとする。 ５　「夜のあじさい号」については、別に定めるものとする。 （中　略） （乗車券類の発売範囲） **第２０条** 乗車券類は、発売駅から有効なものに限って発売する。ただし、次の各号に掲げる場合は、発売駅以外の駅から有効な乗車券類を発売することがある。 （１）定期乗車券を発売する場合。 （２）他駅から有効となる特別急行券・サルーン券と同時に使用する普通乗車券を発売する場合。 （３）団体乗車券又は貸切乗車券を発売する場合。	（前　略） （適用範囲） **第３条**　この規則におけるおもな用語の意義は、次のとおりとする。 （１）「当社線」とは、当社の経営する鉄道線・鋼索線をいう。 （２）「鉄道線」とは、小田原駅～強羅駅間の路線をいい、「鋼索線」とは、強羅駅～早雲山駅の路線をいう。 （３）「駅」とは、旅客の取扱いをする停車場をいう。 （４）「列車等」とは、旅客の運送を行う電車をいう。 （５）「特別急行列車」とは、小田原駅～箱根湯本駅間の座席を指定した列車をいう。 （６）「サルーン」とは、座席定員上特別な定めをした座席をいい、第１２条の規定による表示をしたものをいう。 （７）「座席券」とは箱根湯本駅～強羅駅間の社が別に指定した列車に乗車する場合に、乗車月日・乗車列車及び乗車車両等を指定して発売するものをいう。 （８）「夜のあじさい号」とは、箱根湯本駅～強羅駅間の臨時旅客列車で座席を指定した列車をいう。 （９）「乗車券類」とは、乗車券、特別急行券、サルーン券及び座席券をいう。 （１０）「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。ただし、駅員無配置駅から旅客が乗車する場合は、その乗車することをいう。 （中　略） （乗車券類の購入及び所持） **第１３条**　列車等に乗車する旅客は、その乗車する列車に有効な乗車券を購入し、これを所持しなければならない。 ２　前項の規定によるほか、旅客は、特別急行列車に乗車する場合、特別急行列車のサルーンに乗車する場合、ならびに社が別に指定した箱根湯本駅～強羅駅間の列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところによりその乗車に有効な乗車券類を購入しこれを所持しなければならない。この場合、社が別に定める方法により座席の指定を行うことがある。 （１）特別急行列車に乗車するとき 特別急行券 ※当社線と小田急線にまたがって特別急行列車に乗車する旅客に対してのみ、座席の指定を行う。 （２）特別急行列車のサルーンに乗車するとき 座席指定を受けたサルーン券 ※サルーンに乗車する場合は、（１）の特別急行券は必要としない。 （３）社が別に指定した箱根湯本駅～強羅駅間の列車に乗車するとき 座席券 ３　第２項の規定にかかわらず、係員の承諾を得ずに乗車前に第２項各号の乗車券類を購入せず特別急行列車もしくは箱根湯本駅～強羅駅間の社が別に指定した列車に乗車した旅客は、乗車後、直ちに係員に申告のうえ、当該列車の車内で特別急行券（以下「車内特別急行券」という。）又はサルーン券（以下「車内サルーン券」という。）もしくは座席券（以下「車内座席券」という。）を購入しなければならない。 ４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、駅員無配置駅から乗車する旅客又は係員の承諾を得て乗車券類を購入しないで乗車した旅客は、列車等の乗車後において、直ちに相当の乗車券類を購入するものとする。 ５　「夜のあじさい号」については、別に定めるものとする。 （中　略） （乗車券類の発売範囲） **第２０条** ~~駅において発売する~~乗車券類は、その駅から有効なものに限って発売する。ただし、次の各号に掲げる場合は、発売駅以外から有効な乗車券類を発売することができる。 （１）定期乗車券を発売する場合。 （２）他駅から有効となる特別急行券・サルーン券と同時に使用する普通乗車券を発売する場合。 （３）団体乗車券又は貸切乗車券を発売する場合。

改　　定	現　　行
（４）特別急行券を発売する場合。ただし、当社線内相互間の特別急行券は除く。 （５）サルーン券を発売する場合。 （６）駅員無配置駅から有効となる普通乗車券又は回数乗車券を、その駅員無配置駅に隣接する駅員配置駅で発売する場合。 ２　車内において発売する乗車券類は、旅客のその乗車に有効な普通乗車券及び旅客の乗車した列車に有効なものに限って発売する。ただし、乗継となる列車に有効な乗車券類を発売することがある。	（４）特別急行券を発売する場合。ただし、当社線内相互間の特別急行券は除く。 （５）サルーン券を発売する場合。 （６）駅員無配置駅から有効となる普通乗車券は第１５条の規定により取扱う。 ~~（７）駅員無配置駅から有効となる回数乗車券は有効となる駅員配置駅にて発売する。ただし有効となる駅員配置駅が時間帯により無配置駅となる場合は省略することができる。~~
（乗車券類の発売日） **第２１条**　乗車券類は、次の各号に定めるものを除いて発売当日から有効となるものを発売する。 （１）特別急行券・サルーン券と同時に発売する普通乗車券及び 団体乗車券は、乗車日の１箇月前の同じ日から発売することができる。 （２）定期乗車券は有効期間の開始日の１４日前から発売する。 （３）団体乗車券及び貸切乗車券は、運送引き受け後であって、旅客の始発駅出発日の１箇月前の日から発売する。 （４）特別急行券、サルーン券は、乗車日の１箇月前の同じ日から発売する。ただし、当社線内相互間の特別急行券は除く。 （５）その他当社が特別に認めた場合。 ２ 当社が乗車券類の発売を委託した箇所においては、第１項の規定にかかわらず、乗車券類を別に定める発売日から発売することがある。 ３　「夜のあじさい号」については、別に定めるものとする。	（乗車券類の発売日） **第２１条**　乗車券類は、次の各号に定めるものを除いて発売当日から有効となるものを発売する。 （１）特別急行券・サルーン券と同時に発売する普通乗車券及び 団体乗車券は、乗車日の１箇月前の同じ日から発売することができる。 （２）定期乗車券は有効期間の開始日の１４日前から発売する。 （３）団体乗車券及び貸切乗車券は、運送引き受け後であって、旅客の始発駅出発日の１箇月前の日から発売する。 （４）特別急行券、サルーン券は、乗車日の１箇月前の同じ日から発売する。ただし、当社線内相互間の特別急行券は除く。 （５）その他社が特別に認めた場合。 ２ 当社が乗車券類の発売を委託した箇所においては、第１項の規定にかかわらず、乗車券類を別に定める発売日から発売することがある。 ３　「夜のあじさい号」については、別に定めるものとする。
（中　略）	（中　略）
（割引普通乗車券の発売） **第３２条**　当社が特に必要と認める場合は、通年又は期間を限定して割引普通乗車券を発売することがある。	（割引普通乗車券の発売） **第３２条**　社が特に必要と認める場合は、通年又は期間を限定して割引普通乗車券を発売することがある。
（中　略）	（中　略）
（回数乗車券の発売） **第３９条** 旅客が、第４０条又は別の規定に定めるところによる割引条件に該当する場合で、区間及び経路を同じくして乗車するときは、１１券片の回数乗車券を発売する。ただし、その乗車する区間について片道乗車券が発売できるときに限る。	（~~普通~~回数乗車券の発売） **第３９条** 片道乗車券を発売できる区間で、同一区間をしばしば乗車する複数の旅客に対しては、その乗車区間に対しては１１券片の普通回数乗車券を発売する。
（通学用割引回数乗車券の発売） **第４０条**　指定学校のうち、次の各号に定める通信による教育を行う学校の学生、生徒が面接授業又は試験のため、区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出したときは、その指定学校（通信による教育を行う学校については面接授業及び試験会場を含む。）もより駅までの区間について、１１券片の通学用割引回数乗車券を発売する。 （１）放送大学学園法（平成１４年法律第１５６号）第４条の規定により設置された大学の学生 （２）通信教育を行う高等学校の生徒 ２　前項の通学用割引回数乗車券を購入する場合に提出する旅客運賃割引証は、通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証に、その在籍する指定学校の代表者において乗車券の種類、乗車区間その他必要事項を記入（面接授業又は試験期間の記入はしない）したものとする。 ３　放送大学の学生生徒旅客運賃割引証の様式は次のとおりとする。 （省　略） ４　通信教育学校用の学生生徒旅客運賃割引証の様式は次のとおりとする。 （省　略）	（通学用割引~~普通~~回数乗車券の発売） **第４０条** 指定学校のうち、次の各号に定める通信による教育を行~~な~~う学校の学生、生徒が面接授業又は試験のため、~~第３９条に規定する区間を、~~区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出したときは、~~旅客の居住地のもより駅と~~当該指定学校のもより駅までの相互間について、通学用割引~~普通~~回数乗車券を発売する。 （１）放送大学学園法（平成１４年法律第１５６号）第４条の規定により設置された大学の学生 （２）通信教育を行う高等学校の生徒 ２　前項の通学用割引~~普通~~回数乗車券を購入する場合に提出する旅客運賃割引証は、通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証に、その在籍する指定学校の代表者において乗車券の種類、乗車区間その他必要事項を記入（面接授業又は試験期間の記入はしない）したものとする。 ３　放送大学の学生生徒旅客運賃割引証の様式は次のとおりとする。 （省　略） ４　通信教育学校用の学生生徒旅客運賃割引証の様式は次のとおりとする。 （省　略）
（中　略）	（中　略）
（貸切旅客に対する運賃予約金等） **第５５条**　当社が必要と認める場合は、その貸切運賃の１割に相当する額を運賃予約金として収受することがで	（貸切旅客に対する運賃予約金等） **第５５条**　社が必要と認める場合は、その貸切運賃の１割に相当する額を運賃予約金として収受することができ

改　　定	現　　行
きる。この運賃予約金は申込者がその申込を取り消した場合は返還しない。 ２ 前項の規定による予約金は、当社において指定した日までに指定した方法にて納付するものとし、申込者が、その期日までに予約金を納付しなかったときは、その申込が取り消されたものとみなす。 ３ 予約金の納付後において、当社の責任となる事由によって引受条件の一部を変更する必要が生じ、これを申込者が承諾し、かつ、納付すべき貸切旅客運賃・料金が減じたときは、減額分相当の予約金を返還することがある。 ４ 前項の規定による予約金は、貸切乗車券発売の際、運賃・料金の一部に充当し、過剰額があってもその過剰額は返還しない。 ５　予約金は、次の各号に該当する場合に限り、その納付額の返済を行う。 （１）当社の都合によって解約した場合。 （２）天災事変等の原因によって、貸切の旅行ができなくなった場合。 ６　予約金に対しては、利子を付さない。	る。この運賃予約金は申込者がその申込を取り消した場合は返還しない。 ２　前項の規定による予約金は、社において指定した日までに指定した方法にて納付するものとし、申込者が、その期日までに予約金を納付しなかったときは、その申込が取り消されたものとみなす。 ３ 予約金の納付後において、社の責任となる事由によって引受条件の一部を変更する必要が生じ、これを申込者が承諾し、かつ、納付すべき貸切旅客運賃・料金が減じたときは、減額分相当の予約金を返還することがある。 ４ 前項の規定による予約金は、貸切乗車券発売の際、運賃・料金の一部に充当し、過剰額があってもその過剰額は返還しない。 ５　予約金は、次の各号に該当する場合に限り、その納付額の返済を行う。 （１）社の都合によって解約した場合。 （２）天災事変等の原因によって、貸切の旅行ができなくなった場合。 ６　予約金に対しては、利子を付さない。
（中　略）	（中　略）
（座席券の発売） **第５８条の３** 座席券は、箱根湯本駅～強羅駅間の当社が別に指定した列車に乗車する旅客に対して、乗車する区間を箱根湯本駅～強羅駅間に限定し、乗車する日・列車・乗車車両及び乗車駅を指定して、旅客が乗車する前に発売する。 ２　団体旅客及び貸切旅客に対して座席券の発売は行わない。 ３　座席券を発売する際に当社が別に指定した列車が約１時間以上遅延している場合は、当該列車が遅延した場合であっても座席料金の払い戻しの請求をしないことを条件として発売する。 ４　「夜のあじさい号」については、別に定めるものとする。	（座席券の発売） **第５８条の３** 座席券は、箱根湯本駅～強羅駅間の社が別に指定した列車に乗車する旅客に対して、乗車する区間を箱根湯本駅～強羅駅間に限定し、乗車する日・列車・乗車車両及び乗車駅を指定して、旅客が乗車する前に発売する。 ２　団体旅客及び貸切旅客に対して座席券の発売は行わない。 ３　座席券を発売する際に社が別に指定した列車が約１時間以上遅延している場合は、当該列車が遅延した場合であっても座席料金の払い戻しの請求をしないことを条件として発売する。 ４　「夜のあじさい号」については、別に定めるものとする。
（座席券の発売の特例） **第５８条の４** 空席のある当社が別に指定した列車に、係員の承諾を得ずに、かつ事前に座席券を購入せずに乗車した旅客に対しては、第５８条の３の特例として、当社が別に指定した列車の車内で乗車駅及び乗車区間を指定した車内座席券を発売する。 ２　「夜のあじさい号」については、別に定めるものとする。	（座席券の発売の特例） **第５８条の４** 空席のある社が別に指定した列車に、係員の承諾を得ずに、かつ事前に座席券を購入せずに乗車した旅客に対しては、第５８条の３の特例として、社が別に指定した列車の車内で~~乗車する日・列車及び~~乗車駅・乗車区間を指定した車内座席券を発売する。 ２　「夜のあじさい号」については、別に定めるものとする。
（中　略）	（中　略）
（回数旅客運賃） **第１０６条**　回数旅客運賃は次のとおりとする。 （１）大人回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を１０倍した額とする。 （２）小児回数旅客運賃は、その区間の小児片道普通旅客運賃を１０倍した額とする。	（~~普通~~回数旅客運賃） **第１０６条**　~~普通~~回数旅客運賃は次のとおりとする。 （１）大人~~の普通~~回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を１０倍した額とする。 （２）小児~~の普通~~回数旅客運賃は、その区間の小児片道普通旅客運賃を１０倍した額とする。
（通学用割引回数旅客運賃） **第１０７条**　第４０条の規定により、通学用割引回数乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところによる。 （１）第４０条第１項第１号に規定する学生に対しては、大人回数旅客運賃について　２割引 （２）第４０条第１項第２号に規定する生徒に対しては、大人回数旅客運賃について　５割引	（通学用割引~~普通~~回数旅客運賃） **第１０７条** 第４０条の規定により、通学用割引~~普通~~回数乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところにより普通回数旅客運賃の割引を行う。 （１）第４０条第１項第１号に規定する学生に対しては、大人~~普通~~回数旅客運賃の２割を割引する。 （２）第４０条第１項第２号に規定する生徒に対しては、大人~~普通~~回数旅客運賃の５割を割引する。
（中　略）	（中　略）
（団体旅客に対する特別急行料金） **第１２８条**　第４３条の規定による団体旅客に対する特別急行料金は、その旅客運賃収受人員に相当する額とする。	（団体旅客に対する特別急行料金） **第１２８条**　第４３条の規定による旅客に対する特別急行料金は、その~~団体~~旅客運賃収受人員に相当する額とする。~~ただし、当社線内相互間の特別急行料金について、団体旅客の取扱いは行わない。~~
（貸切旅客に対する特別急行料金） **第１２９条** 第５２条の規定による貸切旅客に対する特別急行料金は、その旅客運賃収受人員（乗車人員が、旅客運賃収受定員を超える場合は、実際乗車人員）に相当する大人特別急行料金とする。	（貸切旅客に対する特別急行料金） **第１２９条** 第５２条の規定による貸切旅客に対する特別急行料金は、その旅客運賃収受人員（乗車人員が、旅客運賃収受定員をこえる場合は、実際乗車人員）に相当する大人特別急行料金とする。~~ただし、当社線内相互間の特別急行料金について、貸切旅客の取扱いは行わない。~~

改　　定	現　　行
（中　略）	（中　略）
第１２９条の４　削　　除 ２　削　　除	~~（団体旅客に対する座席料金）~~ 第１２９条の４　~~座席料金の団体旅客の取扱いは行わない。~~ ~~２　「夜のあじさい号」については、別に定めるものとする。~~
第１２９条の５　削　　除 ２　削　　除	~~（貸切旅客に対する座席料金）~~ 第１２９条の５　~~座席料金の貸切旅客の取扱いは行わない。~~ ~~２　「夜のあじさい号」については、別に定めるものとする。~~
（中　略）	（中　略）
（券面表示事項が不明又は不備の乗車券類） 第１４９条　乗車券類は、その券面表示が不明となったときは使用することができない。 ２ 前項の規定により使用できない乗車券類を所持する旅客は、これを駅（定期乗車券・回数乗車券については取扱駅）に差し出して、書替を請求することができる。 ３ 前項の規定により旅客から書替の請求があった場合は、旅客に悪意がないと認められ、かつ、旅客の申出その他の方法により、その不明事項が判別できるときに限って、その乗車券類と引換に再交付の取扱いをする。 ４　前各号の規定は、券面表示事項又は様式の整っていない乗車券類について準用する。	（券面表示事項が不明又は不備の乗車券類） 第１４９条　乗車券類は、その券面表示が不明となったときは使用することができない。 ２　前項の規定により使用できない乗車券類を所持する旅客は、これを~~もよりの~~駅（定期券にあっては発行駅）に差し出して書替を請求することができる。 ３ 前項の規定により旅客から書替の請求があった場合は、旅客に悪意がないと認められ、かつ、その不明事項が判別できるときに限って、当該乗車券類と引替えに再交付の取扱いをする。 ４　前各号の規定は、券面表示事項又は様式の整っていない乗車券類について準用する。
（中　略）	（中　略）
（有効期間） 第１５４条　乗車券の有効期間は、別に定める場合のほか、次の各号による。 （１）普通乗車券 ア　片道乗車券　鉄道線・鋼索線内各駅相互発着の乗車券は１日とする。 イ　往復乗車券　片道乗車券の有効期間の２倍とする。 （２）定期乗車券　　１箇月・３箇月又は６箇月とする。 （３）回数乗車券　３箇月。ただし、通信教育を行う高等学校の生徒に対して発売する通学用割引回数乗車券にあっては６箇月とする。 （４）団体乗車券　　その都度定める。 （５）貸切乗車券　　その都度定める。	（有効期間） 第１５４条　乗車券の有効期間は、別に定める場合のほか、次の各号による。 （１）普通乗車券 ア　片道乗車券　鉄道線・鋼索線内各駅相互発着の乗車券は１日とする。 イ　往復乗車券　片道乗車券の有効期間の２倍とする。 （２）定期乗車券 ~~ア　通勤定期乗車券　１箇月・３箇月又は６箇月とする。~~ ~~イ　通学定期乗車券　１箇月・３箇月又は６箇月とする。~~ （３）回数乗車券 ~~ア　普通回数乗車券・放送大学用割引普通回数乗車券　３箇月~~ ~~イ　通信教育を行う高等学校用割引普通回数乗車券　６箇月~~ （４）団体乗車券　　その都度定める。 （５）貸切乗車券　　その都度定める。
（中　略）	（中　略）
第１６３条　削　　除	~~（回数乗車券の同時使用）~~ 第１６３条　~~大人用の普通回数乗車券は、これを小児が同時に使用する場合は、第１４７条の規定にかかわらず、１券片をもって小児２人が乗車することができる。~~
（割引回数乗車券の効力） 第１６３条の２　旅客運賃割引証によって購入した割引回数乗車券は、使用資格者が使用する場合に限って有効とする。	（割引~~普通~~回数乗車券の効力） 第１６３条の２　旅客運賃割引証によって購入した割引~~普通~~回数乗車券は、使用資格者が使用する場合に限って有効とする。
（中　略）	（中　略）
（回数乗車券の様式） 第２０３条　回数乗車券の様式は次のとおりとする。 回数乗車券発行機用（大人用・小児用）	（~~普通~~回数乗車券の様式） 第２０３条　~~普通~~回数乗車券の様式は次のとおりとする。 回数乗車券発行機用（大人用・小児用）

改　　定	現　　行
表 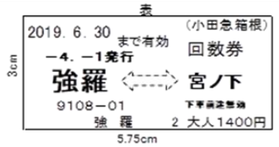 裏 [redacted]	表 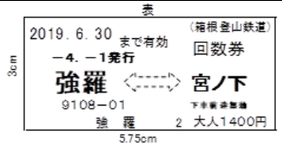 裏 [redacted]
（中　略）	（中　略）
（乗車券類の改札） **第２２８条**　乗車の目的で乗降場に入場し、又は乗降場から出場しようとする者は、所定の乗車券類を所持して、係員の改札（自動改札装置による改札を含む。以下乗車券類の改札及び引渡しについても**また**同じ。）を受け、定められた場所から入出場しなければならない。 ２ 旅客は**、**係員の請求があるときは、いつでもその所持する乗車券類の改札を受けなければならない。**その**乗車券類の使用が**、**証明書等の携帯を必要とするもの**の**ときの証明書等についてもまた同じ。	（乗車券類の改札） **第２２８条**　乗車の目的で乗降場に入場し、又は乗降場から出場しようとする者は、所定の乗車券類を所持して、係員の改札（自動改札装置による改札を含む。以下乗車券類の改札及び引~~き~~渡しについても同じ。）を受け、定められた場所から入出場しなければならない。 ２ ~~前項の規定によるほか、~~旅客は係員の請求があるときは、いつでもその所持する乗車券類の改札を受けなければならない。当該乗車券類の使用が証明書等の携帯を必要とするものであるときの証明書等についてもまた同じ。
（中　略）	（中　略）
（座席券の改札及び引渡し） **第２３４条**　座席券を使用する旅客は、**当**社が別に指定した列車に乗車する際にその使用する座席券を係員に呈示して改札を受け、又、下車した際に、使用済みの座席券を係員に引渡すものとする。 ２　「夜のあじさい号」については、別に定めるものとする。	（座席券の改札及び引渡し） **第２３４条**　座席券を使用する旅客は、社が別に指定した列車に乗車する際にその使用する座席券を係員に呈示して改札を受け、又、下車した際に、使用済みの座席券を係員に引渡すものとする。 ２　「夜のあじさい号」については、別に定めるものとする。
（中　略）	（中　略）
（乗車券類の無札及び不正使用旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受） **第２６４条** 旅客が次の**いずれかに**該当する場合は、**その**旅客の乗車駅からの**区間に対する**普通旅客運賃と、その２倍に相当する額の増運賃とを**あわせ**収受する。 （１）係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき。 （２）別に定める場合を除いて、乗車券に入鋏を受けないで乗車したとき。ただし、旅客に悪意がなく、その証明**が**できる場合は**、**この限りではない。 （３）第１６７条の規定によって無効となる乗車券（偽造の乗車券を含む。）で乗車したとき。 （４）乗車券改札の際にその呈示を拒み、又は**その**取**り**集めの際に引渡しをしないとき。 ２ 前項**に規定する**場合、旅客が**、**第１６７条第１項第６号の規定により無効となる普通乗車券又は回数乗車券で乗車したときは、使用した各乗車券の券面に表示された区間と、区間外を通じた区間を乗車したものとして計算した旅客運賃及び増運賃を、**その**旅客から収受する。 ３ 団体旅客が、その乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合は、第４項に規定するときを除き、その全乗車人員について計算した第１項**本文**の規定による旅客運賃及び増運賃を、その団体申込者から収受する。 ４ 団体旅客が、乗車券面に表示された人員を超過して乗車し、又は小児の人員として大人を乗車させたときは、第１６７条の規定にかかわらず、その超過人員又は大人だけを、その団体申込者から**、**第１項本文の規定による旅客運賃及び増運賃を収受する。	（乗車券類の無札及び不正使用旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受） **第２６４条**　旅客が次の各号の１に該当する場合は、~~無札旅客として、~~当該旅客の乗車駅からの普通旅客運賃と、その２倍に相当する額の増運賃とを併せ収受する。 （１）係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき。 （２）別に定める場合を除いて、乗車券に入鋏を受けないで乗車したとき。ただし、旅客に悪意がなく、その証明できる場合はこの限りではない。 （３）第１６７条の規定によって無効となる乗車券（偽造の乗車券を含む。）で乗車したとき。 （４）乗車券改札の際にその呈示を拒み、又は取集めの際に引~~き~~渡しをしないとき。 ２ 前項の場合は、旅客が第１６７条第１項第６号の規定により無効となる普通乗車券又は、回数乗車券で乗車したときは、使用した各乗車券の券面に表示された区間と、区間外を通じた区間を乗車したものとし、計算した~~前項の規定による~~旅客運賃及び増運賃を、当該旅客から収受する。 ３ 団体旅客が、その乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合は、第４項に該当するときを除き、その全乗車人員について計算した第１項の規定による旅客運賃及び増運賃を、その団体申込者から収受する。 ４ 団体旅客が、乗車券面に表示された人員を超過して乗車し、又は小児の人員として大人を乗車させたときは、第１６７条の規定にかかわらず、その超過人員又は、大人だけを、~~第１項１号の無札旅客として、~~その団体申込者から第１項本文の規定による旅客運賃及び増運賃を収受する。
（中　略）	（中　略）
（特別急行列車及び**当**社が別に指定した列車利用旅客に対する無札の場合の取扱い） **第２６７条** 第２６４条（第１項第１号を除く）及び第２６６条の規定は、特別急行券、サルーン券及び座席券に準用する。 ２　係員の承諾を得ず、特別急行券及び座席券を事前に購入せずに特別急行列車及び**当**社が別に指定した列車に乗車した旅客のうち、第１３条第３項の規定に従わない旅客は、第２６４条第１項第１号の規定に該当するとみなし、無札旅客として、当該旅客の乗車駅からの車内特別急行料金又は車内座席料金に相当する料金と、その２倍の増料金とをあわせて収受する。 ３　「夜のあじさい号」については、別に定めるものとする。	（特別急行列車及び社が別に指定した列車利用旅客に対する無札の場合の取扱い） **第２６７条** 第２６４条（第１項第１号を除く）及び第２６６条の規定は、特別急行券、サルーン券及び座席券に準用する。 ２　係員の承諾を得ず、特別急行券及び座席券を事前に購入せずに特別急行列車及び社が別に指定した列車に乗車した旅客のうち、第１３条第３項の規定に従わない旅客は、第２６４条第１項第１号の規定に該当するとみなし、無札旅客として、当該旅客の乗車駅からの車内特別急行料金又は車内座席~~券~~料金に相当する料金と、その２倍の増料金とをあわせて収受する。 ３　「夜のあじさい号」については、別に定めるものとする。

改　　定	現　　行
（中　略）	（中　略）
（回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払い戻し） **第２７７条の２** 旅客は回数乗車券の使用開始後、その回数乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、すでに支払った回数旅客運賃から使用済み券片数に対する普通旅客運賃及び手数料２２０円を差し引いた残額の払い戻しを請求することができる。 ２ 前項の規定により旅客が払い戻しの請求をする場合に、原回数乗車券が割引のもの（第４０条に規定する通学用割引回数乗車券を除く。）であって、その割引が券面区間に対して適用のあるものであるときは、券面区間に対する片道普通旅客運賃を原回数乗車券に適用した割引率による割引の片道普通旅客運賃によって計算する。	（回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払い戻し） **第２７７条の２** 旅客は回数乗車券の使用開始後、その回数乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、すでに支払った回数旅客運賃から使用済み券片数に対する普通旅客運賃及び、手数料２２０円差し引いた残額の払い戻しを請求することができる。
（中　略）	（中　略）
（有効期間の延長及び旅客運賃の払い戻しの特例） **第２８０条** 発売当日限り有効の乗車券を所持する旅客は、当日最終の列車に乗りおくれたときは、ただちにその乗車券を係員に呈示して有効期間の延長又は旅客運賃の払い戻しを請求することができる。この場合は、その翌日まで有効期間の延長又は手数料として１００円、鋼索線のみは８０円（ただし、連絡乗車券にあっては２２０円）を収受して旅客運賃の払い戻しの取扱いをする。ただし、当該乗車券が乗車列車を指定したものであるときは、この取扱いはしない。	（有効期間の延長及び旅客運賃の払い戻しの特例） **第２８０条** 発行当日限り有効の乗車券を所持する旅客は、当日最終の列車に乗り遅れた場合は、ただちに当該乗車券を係員に呈示して有効期間の延長または旅客運賃の払い戻しを請求することができる。この場合は、その翌日まで有効期間の延長又は手数料として１００円、鋼索線のみは８０円（ただし、連絡乗車券にあっては２２０円）を収受して旅客運賃の払い戻しの取扱いをする。ただし、当該乗車券が乗車列車を指定したものであるときは、この取扱いはしない。
（中　略）	（中　略）
（旅行中止による旅客運賃の払い戻し） **第２８２条の２** 前条第１項の規定により、旅客が旅行を中止した場合は旅行中止駅・着駅間に対する旅客運賃相当額を払い戻しする。この場合、原乗車券が次のいずれかに該当するときは、それぞれに定めるところによる。 （１）割引乗車券であるときは、割引条件のいかんにかかわらず旅行中止駅・着駅に対する当該割引の旅客運賃とする。 （２）２駅以上を共通の着駅とした乗車券であるときは、旅行中止駅・当該最遠駅間に対する旅客運賃とする。	（旅行中止による旅客運賃の払い戻し） **第２８２条の２** 前条第１項の規定により、旅客が旅行を中止した場合は旅行中止駅・着駅間に対する旅客運賃相当額を払い戻しする。この場合、原乗車券が次のいずれかに該当するときは、それぞれに定めるところによる。 （１）割引乗車券であるときは、割引条件のいかんにかかわらず旅行中止駅・着駅に対する当該割引の旅客運賃とする。 （２）２駅以上を共通の着駅とした乗車券であるときは、旅行中止駅当該最遠駅間に対する旅客運賃とする。
（中　略）	（中　略）
（特別急行料金、サルーン料金及び座席料金の払い戻し） **第２８９条** 特別急行券、サルーン券及び座席券を所持する旅客は、次の各号の１に該当する場合は、その特別急行料金、サルーン料金及び座席料金の全額の払い戻しを請求することができる。 （１）運輸上の支障その他、当社の責に帰する事由により、当該列車に乗車することができなくなったとき。 （２）当該列車の運行不能又は遅延のため、第２８２条の規定によって発駅まで無賃送還の取扱いを受けたとき。 （３）当該列車が到着時刻又は出発時刻に１時間以上遅延したため当該列車の利用をとりやめたときもしくは到着時刻に１時間以上遅延したとき。 （４）車両の故障、その他旅客の責任とならない事由によって特別急行券、サルーン券及び座席券を所持する旅客が当該列車に乗車することができなくなったとき。 ２　旅客は特別急行券、サルーン券及び座席券購入の際に当該列車が１時間以上遅延すること又は一部区間が不通であることを承諾した場合には前項の規定にかかわらず、特別急行料金、サルーン料金及び座席料金の払い戻しを請求することはできない。 ３　「夜のあじさい号」については、別に定めるものとする。	（特別急行料金、サルーン料金及び座席料金の払い戻し） **第２８９条** 特別急行券、サルーン券及び座席券を所持する旅客は、次の各号の１に該当する場合は、その特別急行料金、サルーン料金及び座席料金の全額の払い戻しを請求することができる。 （１）運輸上の支障その他、社の責に帰する事由により、当該列車に乗車することができなくなったとき。 （２）当該列車の運行不能又は遅延のため、第２８２条の規定によって発駅まで無賃送還の取扱いを受けたとき。 （３）当該列車が到着時刻又は出発時刻に１時間以上遅延したため当該列車の利用をとりやめたときもしくは到着時刻に１時間以上遅延したとき。 （４）車両の故障、その他旅客の責任とならない事由によって特別急行券、サルーン券及び座席券を所持する旅客が当該列車に乗車することができなくなったとき。 ２　旅客は特別急行券、サルーン券及び座席券購入の際に当該列車が１時間以上遅延すること又は一部区間が不通であることを承諾した場合には前項の規定にかかわらず、特別急行料金、サルーン料金及び座席料金の払い戻しを請求することはできない。 ３　「夜のあじさい号」については、別に定めるものとする。
（中　略）	（中　略）
（一時預り期間） **第３２２条**　預け主は、預け入れの日から１５日以内に、一時預り品を引き取らなければならない。 ２　前項に規定する期間内に一時預り品を引き取らない場合は、事故荷物として預け駅又は当社が指定した場所に保管する。	（一時預り期間） **第３２２条**　預け主は、預け入れの日から１５日以内に、一時預り品を引き取らなければならない。 ２　前項に規定する期間内に一時預り品を引き取らない場合は、事故荷物として預け駅又は社が指定した場所に保管する。

改　　定	現　　行
３　預け入れの日から３０日を経過しても預け主が一時預り品を引き取らない場合は、預け主が権利を放棄したものとみなし、当該品物を当社において処分する。なお、その代金は保管料その他の費用に充当する。 （以下略）	３　預け入れの日から３０日を経過しても預け主が一時預り品を引き取らない場合は、預け主が権利を放棄したものとみなし、当該品物を当社において処分する。なお、その代金は保管料その他の費用に充当する。 （以下略）

附則

この規則は、２０２５年３月１日より実施する。